

令和 7 年度千葉県国保ヘルスアップ支援事業
特定健診・レセプトデータ等分析業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「令和 7 年度千葉県国保ヘルスアップ支援事業 特定健診・レセプトデータ等分析業務」（以下「本業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者決定後、協議の上、県が作成する。

2 目的

国民健康保険（以下「国保」という。）の広域化に伴い、都道府県は、市町村とともに国保の共同保険者となり、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の運営に必要な助言及び支援を行うことが求められている。

については、特定健診データやレセプトデータ等を活用し、共通指標による県内の市町村国保に関する医療費等の分析事業を統計・医学的知見を踏まえて実施する。事業の目的は以下のとおりである。

- ・ 市町村保健事業に活用可能なデータ分析結果を提供すること。
- ・ 分析結果を基に市町村の保健事業に関する考察及び提案を行うこと。
- ・ 市町村のデータヘルス計画の評価、見直しに資すること。

3 委託業務の内容

（1）業務概要

本業務では以下の業務を行う。なお、本業務の実施に当たってはあらかじめ県内各市町村のデータヘルス計画を熟読するとともに、常に県の国民健康保険、健康寿命の延伸、医療費適正化に関する現状、これらに関連する国の法令や通知、検討状況を十分に把握すること。

ア 下記 4 の現状把握・分析及び考察の実施

イ アの実施結果に基づく市町村職員を対象とした下記 6 の説明会の開催

（2）分析に使用するデータ

県は、データ分析に必要となる以下のデータを提供するが、その他本業務で必要となるデータについては受託者が調達すること。

（県から提供するデータ）

- ・ KDB（国保データベース）：令和 2 年 4 月分から令和 7 年 3 月分まで
- ・ NDB（ナショナルデータベース）：令和 5 年度分

4 県内市町村の現状把握・分析及び考察

受託者は、県と協議の上、以下の業務を行うこと。

（1）現状把握・分析

受託者は、上記 3（2）のデータを活用し、別紙記載の項目について分析を行う。なお、分析に当たっては上記 2 の目的達成に必要なまたは効果的であると認められる分析方法によることとするが、詳細な分析項目については、医療費適正化に係る国の検討資料や県の基本計画、県内各市町村のデータヘルス計画で

採用する分析項目等を参考とするとともに各市町村保健事業の単年度実施計画の策定に必要と思われる項目を考慮に入れた上で決定すること。

現状分析は直近の実績数値を使用するものとし、経年的推移の分析期間は原則として5年間とする。

分析内容等については、県と協議の上決定することとし、協議の結果、分析内容等を変更することがある。

(2) 考察

受託者は、上記3(2)のデータを活用し、市町村がデータを活用した効果的な保健事業を実施できるよう、考察を行うこと。その考察は、特定健診・レセプトデータ等の分析業務未経験者でも理解でき、かつ、統計的、医学的知見を踏まえたものとする。

なお、その考察には、以下の内容を含めること。

- ・ 特定健診データやレセプトデータ等の分析から、被保険者の健康状態を把握し、市町村ごとの健康に関する習慣や課題の特徴を考察すること。
- ・ 医療機関の受診状況等を分析し、医療費適正化に関する課題を考察すること。

(3) 提案

4(1)及び(2)の内容を踏まえ、市町村ごとに効果的な保健事業の提案を行うこと。その提案は、特定健診・レセプトデータ等の分析業務未経験者でも理解でき、かつ、統計的、医学的知見を踏まえたものとする。

5 その他の分析

県と受託者の協議により、上記4(1)に明記されていない調査であっても、上記2の目的を達成するために、必要または効果的であると認められるものを委託額の範囲内で追加実施することができる。

6 分析結果説明会

受託者は、以下により市町村の特定健診・レセプトデータ等の分析担当職員等を対象とした説明会を開催すること。

(1) 開催時期

データ分析完了後、令和8年2月頃を目安に開催することとし、詳細な日程は県と協議の上決定する。

(2) 開催方法

開催場所、開催形態、開催回数、参加団体別(例：地域別)開催その他の開催方法は、受託者の提案により県と協議の上決定する。なお、対象者が参加しやすいよう同様の内容の説明会を最低4回は開催すること。

(3) 対象者

各市町村担当職員 150名

(4) 実施方法

受託者が作成したテキストに基づく座学研修及びグループワーク等を基本とする。

なお、テキストの内容は、上記4(1)から(3)で実施した分析の方法・結果等を解説したものとする。

10に示す成果品が完成している場合は、これを用いてもよい。

(5) その他

研修に使用するテキストの印刷費用及び会場使用料は、本委託事業の経費として算入できる。研修の記録を残すため、研修会の全日程について録画をすること。

7 責任者及び担当者等

データ分析及び報告会を実施するに当たり、受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、統計及び医療に関する専門的知識を有する者を確保し、適切な人員で正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

8 業務の進め方

- (1) 受託者は、本業務を着手するに当たり、県に業務計画書を提出し、業務手順及びスケジュールについて県の承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に際して、県と十分に協議するものとする。この際、県からの指示があれば、県の指定する場所において随時協議に応じること。協議後は、その結果（概要）を取りまとめて5営業日以内に県へ提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の進捗状況について、県に適宜報告するものとする。

9 業務の範囲及び監督

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、当該契約に基づき県と密接に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上疑義が生じた事項や仕様書に明記していない事項等については、県と協議を行い、その指示に従わなければならない。

10 成果品

受託者は、成果品を以下のとおり作成し、成果品を所定の期限までに提出すること。ただし、成果品の提出に当たっては、成果品の原案を所定の期限までに提出し、県の了解を得ること。

(成果品の詳細)

上記4及び5の分析結果をまとめたレポート 80部

※ レポートはカラー印刷して製本した冊子とすること。

※ 掲載するグラフ、図表その他の構成・内容、冊子の仕様については、県と協議の上決定すること。

電子媒体（CD・DVD等） 60部

※ 紙媒体と同じ内容の PDF 形式データ、分析結果をまとめたエクセルデータ及び研修を録画したデータを保存したもの。

※ エクセルデータは、国における公表データであるNDBオープンデータ等を参考に作成することとし、活用しやすいものとする。

※ エクセルデータは県ホームページで公表することを予定しているため、作成に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第16条の2に規定されている匿名医療保険等関連情報と同様、被保険者等を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないように加工すること。また、データの集計に当たっては、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」の公表形式の基準（最小集計単位の原則・年齢区分・地域区分）等を参考とすること。

※ 電子媒体については発送の際の破損を防ぐため、1部ずつ緩衝材等で包装した上で納品すること。

1.1 事業の評価について

県が、市町村における本事業の分析データ活用状況等の事業評価を行うために、受託者は客観的な数値の調査を行うこと。

調査方法等については県との協議の上決定する。

1.2 留意事項

- (1) 成果品及び作業工程における印刷物、書類等に対する一切の権利は、県に帰属し、受託者は県の承認を受けずに使用、公表することはできない。
- (2) 成果物の提出後に不備な点が発見された場合は、契約終了後であっても、これについて修正の義務を負うものとする。
- (3) 本業務のうち、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。本業務の処理を一括して他に委託し、または請け負わせてはならない。また、本業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号において、あらかじめ書面で県の承認を得なければならない。
 - ア 再委託の相手方の名称及び住所
 - イ 再委託を行う業務の範囲
 - ウ 再委託を行う必要性
 - エ 契約金額
- (4) 本業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 契約解除と損害賠償に関する特約については、別記1「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守すること。
- (6) 個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、県から提供するKDBデータは、個人情報とみなして取り扱うものとする。
- (7) 受託者は、この契約による事務を処理するためのデータの取扱いについては、別記3「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (9) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

別紙 （特定健診・レセプトデータ等分析業務委託 分析項目等）

1 県内市町村の特定健診・レセプトデータ等の分析

以下の（１）から（１４）までの各項目で指定する指標の集計を行い、集計結果を示すこと。なお、グラフまたは図表等での集計結果の示し方については、県と協議の上決定すること。

集計に当たっては、全項目に共通の母集団を把握した後、個別の集計を行うこと。集計結果は公表数値と突合し、差異が生ずる場合はその合理的な理由を付すこと。

データの集計期間は令和２年４月から令和７年３月とする。

疾病分類は、「国際疾病分類（ＩＣＤ１０）」における「大分類コード」によることとし、必要に応じ「社会保険表章用疾病分類表」（厚生労働省保険局）を使用すること。

（１）他都道府県との比較分析（全国における千葉県の状況）

以下のアからサまでの項目を都道府県ごとに性別で集計すること。

ア 平均寿命及び健康寿命（自立期間）

イ 高齢化率

ウ 死因別死亡割合

エ 入院・外来・調剤の区分における総医療費、１人当たり医療費

オ 総介護費及び一人当たり介護費

カ 国保被保険者数及び人口に占める割合、後期高齢者医療被保険者数及び人口に占める割合

キ 国保被保険者の特定健診受診率、後期高齢者医療被保険者の健康診査受診率

ク 国保被保険者の特定保健指導実施率

ケ 国保被保険者のメタボリックシンドローム該当者及び予備群（２００５年４月策定の日本内科学会等内科系８学会基準に基づく。服薬中の者を含む）の人数及び割合

コ 糖尿病、高血圧症、脂質異常症、脳出血、脳梗塞、がん、精神、慢性腎不全（透析あり）、糖尿病性腎症について、疾病ごとの入院・外来・調剤の区分における総医療費、１人当たり医療費

サ ア～コの各項目の増加率

（２）県内の国保及び後期高齢者医療の被保険者に係る基礎的指標

以下のアからカまでの項目を市町村、県全体、２次医療圏、保健所圏域ごとに性別で集計すること。

ア 平均寿命及び健康寿命（自立期間）

イ 年齢階層別主要死因別死亡割合

ウ 国保及び後期高齢者医療被保険者の患者数及び全体に占める患者割合

※ 各年度の被保険者数は、年間平均被保険者数を使用すること。

エ 国保及び後期高齢者医療被保険者の入院・外来・調剤の区分における総医療費、１人当たり医療費

オ エの各項目の増加率

カ 国保及び後期高齢者医療被保険者の医療費が高い上位５位の疾病分類別の総医療費、１人当たり医療費

（３）特定健診・保健指導に係る指標（国保被保険者）

アからソの各項目に該当する者を市町村、県全体ごとに①性別、②年齢階層別で集計すること。

ア 特定健診受診率及び特定保健指導実施率

※ 県が集計した法定報告の結果を使用すること。

イ 特定健診継続受診率

ウ 新規健診受診者の受診率

エ 年齢階層別特定健診受診率及び特定保健指導実施率

オ 特定健診受診勧奨対象者の特定健診受診率

カ 特定健診受診の有無別医療機関受診有の対象者の状況

※ 特定健診受診の受診者・未受診者別に、医療機関受診者数及び医療費（入院、入院外（外来））を市町村、県全体ごとに①性別、②年齢階層別、③糖尿病、高血圧症、脂質異常症ごとに集計すること。

※ 受診医療機関は医療機関の住所地別に集計すること。

※ 疾病分類は、主疾病（医療費の最も多くかかった疾病）を基本とする。

キ 特定保健指導対象者の発生率

ク 特定保健指導を受けた者の翌年度健診受診率

ケ 特定保健指導利用者の生活習慣改善率

コ 特定保健指導利用者の検査値改善率

サ 受診勧奨対象者のうち医療機関受診割合

シ 特定健診結果で、すぐに医療機関受診の対象である高血圧治療ガイドラインにおける分類Ⅱ度以上の高血圧（収縮期血圧 160mmHg 以上又は拡張期血圧 100mmHg 以上）者の数と医療機関未受診割合

ス 特定健診結果で、早期に医療機関受診の対象である LDL コレステロール 180mg/dl 以上（又は non-HDL コレステロール 210mg/dl 以上）又は TG500mg 以上の者の数と医療機関受診割合

セ 特定健診結果について、メタボリックシンドローム該当者及び予備群、肥満（BMI $\geq$ 25）、血糖（空腹時血糖 110mg/dl 以上、空腹時血糖値の結果値が存在しない場合、HbA1c6.0%以上、服薬中を含む）、脂質（中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満、服薬中を含む）、血圧（収縮期血圧 $\geq$ 130 かつ/または拡張期血圧 $\geq$ 85、服薬中を含む）のそれぞれの項目について該当者の合計及び健診受診者全体に占める割合

ソ 平成30年度版標準的な健診・保健指導プログラムにおける特定健診の生活習慣に関する質問について、各質問の該当者の合計及び健診受診者全体に占める割合

- ・ 喫煙：現在、たばこを習慣的に吸っているという質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 体重：20歳の時の体重から10kg以上増加しているという質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 運動：1回30分以上の汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施という質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 身体活動：日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施という質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 歩行速度：ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いという質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 咀嚼：食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますかという質問に対して「①何でもかんで食べることができる」、「②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある」、「③ほとんどかめない」と回答した人数
- ・ 食事速度：人と比較して食べる速度が速いという質問に対して「①速い」、「②普通」、「③遅い」

と回答した人数

- ・ 食事の時間：就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上あるという質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 間食：朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますかという質問に対して「①毎日」、「②時々」、「③ほとんど摂取しない」と回答した人数
- ・ 朝食：朝食を抜くことが週に3回以上あるという質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 飲酒頻度：お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）の飲む頻度という質問に対して「①毎日」、「②時々」、「③ほとんど飲まない（飲めない）」と回答した人数
- ・ 飲酒量：飲酒日の1日あたりの飲酒量という質問に対して「①1合未満」、「②1～2合未満」、「③2～3合未満」、「④3合以上」と回答した人数
- ・ 睡眠：睡眠で休養が十分とれているという質問に対して「①はい」と回答した人数
- ・ 生活習慣の改善：運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんかという質問に対して「①改善するつもりはない」、「②改善するつもりである（概ね6か月以内）」、「③近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている」、「④既に改善に取り組んでいる（6か月未満）」、「⑤既に改善に取り組んでいる（6か月以上）」と回答した人数

（4）生活習慣病に係る指標（国保及び後期高齢者医療の被保険者）

アからエの各項目については、市町村、県全体ごとに①性別、②年齢階層別で集計すること。

ア （1）コの疾病ごとの当該年度における受療者数の合計及び被保険者全体に占める割合

※ 受療者は、医療レセプトで当該年度に上記項目で1回以上受診等をした被保険者とする。

イ アの疾病項目ごとの入院・外来・調剤の区分における総医療費、1人当たり医療費、レセプト件数

ウ イの各項目の増加率

エ 高血圧、脂質異常症、2型糖尿病、慢性腎臓病の医療機関等の受診者のうち、過去6ヶ月間医療機関等の受診が確認できない治療中断者数及び割合

※ 治療中断者は医療機関等を最後に受診した日から6か月以上、同疾患で受診していない者とする。

（5）糖尿病性腎症重症化予防に関する指標

ア 糖尿病性腎症重症化予防事業実施の手引き（令和6年度版）「糖尿病性腎症病期分類（図表1-3）の定めた基準における糖尿病性腎症第2～5期ごとの人数、医療費及び一人当たり医療費とその増加率を市町村、2次医療圏、保健所圏域、県全体ごとに集計すること。

イ 新規人工透析患者数

ウ 糖尿病性腎症対象者の概数

- a. 健診受診者で糖尿病治療をしていない者のうち、糖尿病性腎症に該当する者の数
- b. 健診受診者で糖尿病治療をしている者のうち、糖尿病性腎症に該当する者の数
- c. 健診受診者で糖尿病治療をしていない者のうち、糖尿病基準に該当する者の数
- d. 健診未受診者で糖尿病治療中の者
- e. 健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり現在治療中断している者

(6) 千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者数の集計

「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」で規定する対象者基準に基づき、以下の＜抽出基準1＞から＜抽出基準3＞の各項目に該当する人数及び割合を市町村、2次医療圏、保健所圏域、県全体ごとに①性別、②年齢階層別で集計すること。

＜抽出基準1＞糖尿病の診断を受けたことがない健診受診者の場合の対象者抽出

- ア 糖尿病の診断を受けたことがない健診受診者のうち、空腹時血糖値 126mg/dl 以上または HbA1c6.5%以上の者
- イ アに該当する者のうち、尿蛋白（±）以上、または血清クレアチニン検査で eGFR 60ml/分/1.73 m²未満（70歳以上は eGFR 50ml/分/1.73 m²未満）の条件に該当する者
- ウ アに該当する者のうち、尿蛋白（±）以上、または血清クレアチニン検査で eGFR 60ml/分/1.73 m²以上（70歳以上は eGFR 50ml/分/1.73 m²以上）であっても、1年間 eGFR 低下が 5ml/分/1.73 m²以上または1年間の低下率が 25%以上の条件に該当する者
- エ アからウの対象者の増減率（対前年比）

＜抽出基準2＞糖尿病の治療中断者、または未治療者抽出

- ア 過去5年間のレセプトデータで糖尿病の治療歴がある者
- イ 過去3年間の特定健診にて空腹時血糖値が 126mg/dl（随時血糖値 200mg/dl）以上、または HbA1c6.5%以上の者
- ウ ア、イの者で最近1年間に健診を受診した記録やレセプトデータから糖尿病で受診した記録がない者
- エ ア及びイの対象者の増減率（対前年比）

＜抽出基準3＞糖尿病でないが、腎機能の低下又は尿異常がみられる者
(特定健診結果から抽出)

- ア 血清クレアチニン検査にて eGFR45ml/分/1.73 m²未満の者
- イ 血清クレアチニン検査にて eGFR45ml/分/1.73 m²以上 eGFR60ml/分/1.73 m²未満でかつ40歳未満の者
- ウ 血清クレアチニン検査にて eGFR45ml/分/1.73 m²以上 eGFR60ml/分/1.73 m²未満でかつ40歳以上の者のうち、尿蛋白（±）または（+）の者
- エ 血清クレアチニン検査にて eGFR45ml/分/1.73 m²以上 eGFR60ml/分/1.73 m²未満でかつ40歳以上の者のうち、尿蛋白（2+）または（3+）の者

(7) 後発医薬品の使用

以下のア・イの各項目について、市町村、県全体ごとに年齢階層別で集計すること。

- ア 後発医薬品に切り替え可能な薬剤のうち、後発医薬品の数量シェア。
- イ 後発医薬品に切り替え可能な薬効のうち、後発医薬品の金額シェア

(8) 医薬品の重複投薬

以下の外来におけるア・イの各項目に該当する者をそれぞれ市町村、県全体ごとに集計すること。

なお、重複投与該当者は、①同一月内に3医療機関以上で重複投与があり、複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が1以上の者、②同一月内に2医療機関以上で重複投与があり、複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が2以上の者別に集計すること。

また、薬効分類別重複投薬患者薬剤費割合は外来総医療費を100とした場合の費用を集計すること。

ア 重複投薬患者数及び被保険者全体に占める重複投薬患者割合

イ 薬効分類別重複医薬品処方割合

(9) 医薬品の多剤投与

以下の外来におけるアからオの各項目に該当する者をそれぞれ市町村、県全体ごとに集計すること。

なお、多剤投与の対象者は、同一月内の処方薬剤数が15剤以上に該当する者とする。

ア 年齢階層別多剤投与患者数及び被保険者全体に占める多剤患者割合

イ 使用割合の多い上位10位の薬効分類別多剤医薬品割合

ウ 多剤投与患者総医療費、薬効分類別多剤患者一人当たり医療費

エ 多剤投与患者一人当たり医療費と非多剤投与患者一人当たり医療費の比較

オ 重複・多剤投与患者の改善率

(10) 重複頻回受診者

以下の外来におけるア・イの各項目に該当する者をそれぞれ市町村、県全体ごとに集計すること。

ア 年齢階層別重複受診者及び頻回受診者の人数

イ 重複頻回受診者の割合の多い上位10位の疾病別人数及び割合

※ 重複受診者は3か月連続して、同一疾病について同一月内において3か所以上の医療機関を受診している者とする。

※ 頻回受診者：3か月連続して、同一医療機関に同一月内において15回以上受診している者とする。

(11) 歯科の受診状況

以下のアからエの項目について、市町村、県全体ごとに①性別、②年齢階層別で集計すること。

ア 歯科の区分における総医療費、1人当たり医療費、レセプト件数

イ アの各項目の増加率

ウ 医療機関（歯科）受診者数及び被保険者全体に占める割合

エ (3) ソの「咀嚼」に関する質問の回答別の歯科受診者数及び歯科一人当たり医療費

(12) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る指標

以下のアからエまでの項目を市町村、2次医療圏、保健所圏域、県全体ごとに性別、後期高齢者医療被保険者別に集計すること。

ア 要介護認定者数及び要介護認定率

イ 要介護度別介護認定者数及び割合

ウ 新規要介護認定者数及び割合

エ 認知症患者数及び割合

(13) 千葉県、2次医療圏、市町村ごとの概要及び考察

(1)～(12)の分析結果等を踏まえて、千葉県、2次医療圏、市町村ごとの分析結果の概要と現状の課題を示し、データを活用した保健事業を実施するための考察を行うこと。

(14) その他の項目

県と受託者の協議により、上記(1)から(13)の項目を補完する分析または(1)から(13)以外の項目等について分析を実施することができる。

2 アンケートの実施等によるデータの収集

分析を行うに当たり、データの収集が必要となった場合は市町村へアンケート等を実施することにより適宜データの収集を行うこと。

3 その他

各分析項目については、分析に用いたデータの出典及び定義を示すこと。

別記 1

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第 2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第 3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

- 6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

別記 2

第 4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第 5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第 7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第 8 甲の調査、指示等

（調査、指示等）

- 1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

- 2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第 9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

別記3 データ保護及び管理に関する特記仕様書

第1 目的.....	2
第2 適用範囲.....	2
第3 対象とする脅威.....	2
第4 本契約を履行する者が遵守すべき事項.....	3
4.1 業務開始前の遵守事項.....	3
4.2 業務実施中における遵守事項.....	6
4.3 業務完了時の遵守事項.....	8

第1 目的

本契約において取り扱う各種データについて、適正なデータ保護・管理方策及び情報システムのセキュリティ方策について明確にすることを目的とする。

第2 適用範囲

本契約を履行するに当たり、出版、報道等により公にされている情報を除き、千葉県（以下「発注者」という。）が交付若しくは使用を許可し、又は契約の相手方（以下「受注者」という。）が作成若しくは出力したものであって用紙に出力されたものを含む全ての情報（以下「電子データ等」という。）を対象とする。

第3 対象とする脅威

本書において対象とする脅威は、次に掲げる情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合とする。

- （1）不正プログラムへの感染（受注者におけるものを含む。）
 - （2）サービス不能攻撃によるシステムの停止（受注者におけるものを含む。）
 - （3）情報システムへの不正アクセス（受注者におけるものを含む。）
 - （4）書面又は外部記録媒体の盗難又は紛失（受注者におけるものを含む。）
 - （5）機密情報の漏えい・改ざん（受注者におけるものを含む。）
 - （6）異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止（受注者におけるものを含む。）
 - （7）発注者が受注者に提供した又は受注者にアクセスを認めた発注者の電子データ等の目的外利用又は漏えい
 - （8）アクセスを許可していない発注者の電子データ等への受注者によるアクセス
 - （9）意図しない不正な変更等（受注者におけるものを含む。）
-

第4 本契約を履行する者が遵守すべき事項

受注者は、本契約の履行に関して、以下の項目を遵守すること。

4.1 業務開始前の遵守事項

受注者は、以下の（１）から（６）までの各項目に定める事項及び契約内容を一部再委託する場合は（７）に定める事項を取りまとめた「データ管理計画書」を作成し、業務開始前までに発注者の承認を得ること。

なお、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取扱う業務の場合は、他の電子データ等と明確に区分して管理することとし、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づく安全管理措置について、「データ管理計画書」の各事項へ、追加で記載すること。

（１）データ取扱者等の指定

受注者は、電子データ等を取り扱う者（以下「データ取扱者」という。）及び、データ取扱者を統括する者（以下「データ取扱責任者」という。）を指定し、その所属、役職及び氏名等を記入した「データ取扱者等名簿」を作成すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等を明確に管理するため、特定個人情報等を取り扱う者（以下「特定個人情報ファイル取扱者」という。）及び特定個人情報ファイル取扱者を統括する者（以下「特定個人情報ファイル取扱責任者」という。）についても併せて指定し、「データ取扱者等名簿」に記載すること。

なお、データ取扱者、データ取扱責任者、特定個人情報ファイル取扱者及び特定個人情報ファイル取扱責任者（以下「データ取扱者等」という。）は、守秘義務等のデータの取扱いに関する社内教育、又はこれに準ずる講習等を受講した者とし、その受講実績も併せて「データ取扱者等名簿」に記入すること。

（２）データ取扱者等への教育・周知計画

受注者は、データ取扱者等を対象とした、本契約での電子データ等の取扱いや漏えい防止等の教育及び周知に関する「データ取扱者等への教育・周知計画」を作成すること。

(3) 電子データ等の取扱いにおける情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、本契約に係る電子データ等の取扱いに関し、電子データ等の保存、運搬、複製及び破棄並びに電子データ等の保管場所を変更する場合において実施する措置を記載した「データ取扱計画」を作成すること。「データ取扱計画」には、以下に示す措置を含めること。

- (ア) 本契約の作業に係る電子データ等を取り扱うサーバ、パソコン、モバイル端末について、アクセス制御及び脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。
- (イ) 機密性2以上の電子データ等の取扱いは、発注者又は受注者のいずれかの管理下でない情報システム等(データ取扱者等の個人所有物であるパソコン及びモバイル端末を含む。)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。
- (ウ) 電子データ等名称、データ取扱者名、授受方法、使用目的、使用場所、保管場所、保管方法、返却方法、授受日時、返却日時、特定個人情報等の有無等を記録する「データ管理簿」を整備すること。
- (エ) 機密性2以上の電子データ等の保存に、発注者又は受注者のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体(データ取扱者等が私的に契約しているサービス及びデータ取扱者等の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。
- (オ) データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者の作業に立ち会うなど適切な管理を行うこと。
- (カ) データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者が作業を終了し作業場所を離れる際は、データの持ち出しの有無を厳重に検査すること。
- (キ) 機密性2以上の電子データ等を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

(4) 外部設置における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定する場所以外に情報システム機器を設置(外部設置)し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、部外者

の侵入等の意図的な情報漏えい等を防止する措置を記載した「外部設置における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。「外部設置における情報セキュリティ措置計画」には以下に示す措置を含めること。

- (ア) 情報システムにアクセス（一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。）する作業は、受注者の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- (イ) 電子データ等を取り扱うパソコン、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていないパソコン、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。
- (ウ) 入退室記録、作業記録等を蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能を備えること。

(5) 外部接続における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定するネットワーク以外のネットワークへ接続（以下「外部接続」という。）し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、外部のネットワークからの侵入や改ざんを防御する措置を記載した「外部接続におけるセキュリティ措置計画」を作成すること。「外部接続におけるセキュリティ措置計画」には、以下に示す措置を含めること。

- (ア) 外部接続箇所にファイアウォールを設置し、不要な通信の遮断を行うこと。
- (イ) 外部接続箇所に侵入検知システムを設置し、ネットワークへの不正侵入の遮断を行うこと。
- (ウ) 外部接続箇所で不正な通信を検出した場合、発注者へ通報を行うこと。

(6) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合における対処手順

受注者は、本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を整備し、発生した場合の対処手順を記載した「情報セキュリティ侵害時対処手順」を作成すること。「情報セキュリティ侵害時対処手順」には、以下に示す対処を含めること。

- (ア) 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、発注者に、口頭にてその旨第一報を入れること。発注者への第一報は、

情報セキュリティインシデントの発生を認知してから1時間以内に行うこと。

- (イ) 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係するデータ取扱者等を明らかにし、平日の午前9時から午後5時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は3時間以内に発注者に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく発注者に提出すること。
- (ウ) 発注者の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- (エ) 発注者が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、発注者に提出すること。
- (オ) 再発を防止するための措置内容を策定し、発注者の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

(7) 再委託における情報セキュリティの確保の措置計画

受注者は、本契約内容について一部再委託（更に順次行われる再委託を含む。）する場合、受注者が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先において確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を受注者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、「再委託における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。なお、特定個人情報等を取扱う業務を再委託したときは、発注者が行う再委託先の管理状況等の確認について、受注者は必要な協力を行うこと。

4.2 業務実施中における遵守事項

(1) 「データ管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「データ管理計画書」に記載した、データ取扱者等への教育・周知、電子データ等の取扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

(2) データ管理簿への記録

受注者は、データ取扱者等が電子データ等を取り扱う場合、「データ管理簿」に記録し、データ取扱責任者に確認させること。また、特定個人情報等を扱う業務の場合、特定個人情報ファイル取扱責任者に併せて確認させること。

(3) 「データ管理計画書」の変更

(ア) 受注者は、本契約に基づく請負作業中に、次の事項について作業開始前に提出した

「データ管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、事前に「データ管理計画書」の変更について発注者に提出し、承認を得ること。また、承認された変更の内容を記録し保存すること。

- ・データ取扱者等の異動を行う場合
- ・データ取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合
- ・電子データ等の取扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合
- ・再委託先及び再委託先の情報セキュリティ対策を変更する場合

(イ) 一時的に「データ管理計画書」とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を発注者へ提出し、承認を得ること。ただし、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合など緊急を要する場合等の場合、受注者は、実施内容について事後速やかに発注者へ報告すること。

(4) 業務の報告・監査等

(ア) 受注者は、発注者へ業務実施中の「データ管理計画書」の遵守状況について定期的に報告すること。

(イ) 受注者は、発注者が「データ管理計画書」に係る管理状況について監査を要請した時は、定期・不定期にかかわらず、これを受け入れること。

(ウ) 受注者は、「データ管理計画書」の評価、見直しを行うとともに、必要な改善策等について、発注者へ提案すること。

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

受注者の本契約に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると発注者が判断した場合、受注者は発注者と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「データ管理計画書」に反映させること。

4.3 業務完了時の遵守事項

(1) データ返却等処理

受注者は、本契約に基づく業務が完了したときは、「データ管理簿」に記録されている全てのデータについて、返却、消去、廃棄等の措置を行うものとし、処理の方法、日時、場所、立会者、作業責任者等の事項を記した、「データ返却等計画書」を事前に発注者へ提出し、承認を得た上で処理を実施すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等であることを「データ返却等計画書」に明示すること。

なお、機密性2以上に該当する情報を保存する記憶装置については、一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消措置（記憶装置から、全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置）を実施すること。この場合、「データ返却等計画書」に作業予定日時、作業予定場所、実施予定者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者等を記載すること。

(2) 作業後の報告

受注者は、「データ返却等計画書」に基づく処理が終了したときは、その結果を記載した「データ管理簿」を発注者へ提出すること。

なお、(1)の記憶装置の抹消措置においては、「データ管理簿」に、作業日時、実施者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者を記載し、全ての記憶装置について抹消措置前後の写真等の証拠書類を添付すること。

(3) 情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

受注者は、本契約の業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、4.1(6)に基づいて取得し保存している記録類を発注者に引き渡すこと。